

厚岸町規則第18号

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則

厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務課の部総務係の項を次のように改める。

総務係	(1) 儀式、栄典及び表彰に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 総合教育会議に関すること。 (4) 行政委員会等の連絡調整に関すること。 (5) 条例、規則等の審査及び公告式に関すること。 (6) 各課の連絡調整に関すること。 (7) 課長会議及び管理職会議に関すること。 (8) 許可、認可及び指令に関すること。 (9) 行政手続及び行政不服審査に関すること。 (10) 文書の收受、発送及び完結に関すること。 (11) 文書及び書庫管理に関すること。 (12) 統括管理の備品に関すること。 (13) 公印の管守に関すること。 (14) 庁舎内外の管理、維持及び修繕に関すること。 (15) 当直及び庁中取締に関すること。 (16) 事務引継に関すること。 (17) 特別職報酬等審議会に関すること。 (18) 出張命令及び旅費に関すること。 (19) 寄附の受納事務に関すること。 (20) 宗教団体に関すること。 (21) 簡易郵便局に関すること。 (22) 自動車臨時運行事務に関すること。 (23) 町の境界に関すること。 (24) 人権擁護に関すること。 (25) 町村会及び公平委員会に関すること。 (26) 所管税外収入の調定及び収納に関すること。 (27) 他課係の主管に属さない事項
-----	---

別表第1 総務課の部職員係の項中第26号を第28号とし、第12号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 職員の人事評価に関する事。

(13) 町長と職員の意見交換に関する事。

別表第1 総務課の部広報情報係の項中第17号を次のように改める。

(17) マイナンバー制度の総合調整等に関する事。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。